

⑤ 特別支援学校教諭普通免許状

第1 大学における養成による免許状の取得(免許法別表第1関係)

1 最低修得単位数(施行規則第7条)

特別支援教育に関する科目(施行規則第7条第1項)

科目	左の科目に含めるべき科目	領域	最低修得単位数								
			専修			一種			二種		
特別支援教育の基礎理論に関する科目【第1欄】 ※1			2			2			2		
特別支援教育領域に関する科目【第2欄】 ※2 ※3 ※4 ※5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚・聴覚	1以上	8以上	16	1以上	8以上	16	1以上	4以上	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上			2以上			1以上		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的・肢体・病弱	1以上	4以上	16	1以上	4以上	16	1以上	2以上	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上			2以上			1以上		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目【第3欄】 ※4 ※5 ※6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	全領域	5			5			3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習【第4欄】 ※7 ※8		全領域	3			3			3		
上記の科目及び免許状領域に応じ大学の加える特別支援教育に関する科目 ※9 ※10		全領域	24								

2 基礎資格等(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格(学位)	基礎資格	最低修得単位数
				特別支援教育に関する科目
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること(※1)	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	50
	一種免許状	学士の学位を有すること		26
	二種免許状	—		16

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)

イ 一種免許状又は二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。

この場合、「特別支援教育に関する科目」については、一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。(施行規則第10条の2第1項、第2項)

(2) 特別支援教育に関する科目

※1 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的制度的又は経営的事項を含むこと。(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

※2 受けようとする免許状の教育領域について、それぞれ表記の単位を修得すること。(同表備考第2号)

※3 受けようとする特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育のうち、1つの領域を中心として教授するものでなければならない。(教員免許課程認定審査基準)

※4 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。(同表備考第3号)

※5 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。(同表備考第4号)

※6 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。(同表備考第5号)

なお、「重複・LD等領域」が中心となる領域となっている科目を修得すること。

※7 特別支援学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で他の特別支援教育に関する科目の単位をもって、これに替えることができる。(同表備考第6号)

※8 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(施行規則第2条の表備考第7号)

※9 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)

単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

※10 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第1欄から第4欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。(施行規則第7条第2項)

第2 教育職員検定による上位の免許状の取得(免許法別表第7関係)

特別支援学校教諭免許状(特別支援学校教諭二種免許状を取得するときは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状)を取得した後、これらの学校(有する免許状の当該領域相当の学校及び教科)の教員として3年以上の実務経験がある場合は、次の表により上位の免許状を取得することができる。

1 基礎資格等(免許法別表第7関係)

免許状の種類		基礎免許状	左記の免許状を取得した後、免許状相当の学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	左記の免許状を取得した後、大学等において修得することを必要とする最低単位数
特別支援学校教諭 視覚障害者に関する教育の領域 聴覚障害者に関する教育の領域 知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域	専修免許状	特別支援学校一種免許状	3	15
	一種免許状	特別支援学校二種免許状	3	6
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3	6

(2) 在職年数について

【二種免許状を受けようとする場合】

基礎免許状を取得後、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定子ども園及び特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。

【一種免許状及び専修免許状を受けようとする場合】

基礎免許状を取得後、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。なお、複数の領域を定めた免許状の授与を受けようとする場合に必要となる在職年数については、当該免許状に定められる領域のうち、いずれか1つ以上に係るもので足りる。

(例) 視覚障害者領域及び聴覚障害者領域を定めた二種免許状を所持する者が、両方の領域を定めた一種免許状に上進する場合に必要な在職年数

○視覚の領域を担当する教員として3年間又は、聴覚の領域を担当する教員として3年間
又は、視覚及び聴覚の領域を担当教員として合計3年間

ア 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

2 特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表(施行規則第18条)

科目	受けようする免許状の種類		専修	一種	二種
	最低修得単位数				
第1欄 (※1)	特別支援教育の基礎理論に関する科目		15	0又は1	1
第2欄 (※2、 ※3)	特別支援教育領域に関する科目 視覚障害者に関する教育の領域(※4) 聴覚障害者に関する教育の領域(※4) 知的障害者に関する教育の領域(※5、※6) 肢体不自由者に関する教育の領域(※5) 病弱者に関する教育の領域(※5)	心理等に関する科目		4又は3	3
		教育課程等に関する科目			
第3欄 (※3、 ※7)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目		2	2
		教育課程等に関する科目			
上記に掲げる科目または大学の加える特別支援教育に関する科目(※8)			—	—	

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

※一部単位として認められない講習(大学)があるため、疑義が生じた場合は免許助成担当まで確認をすること。

(2) 特別支援教育に関する科目

※1 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的制度的又は経営的事項を含むこと。(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

ただし、2種から1種に上進する場合において、第1欄1単位を取得していない場合は第2欄から4単位以上修得する必要がある。

※2 授与を受けようとする免許状に定められる特別支援教育領域ごとに、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得しなければならない。

免許状に定められる特別支援教育領域が、「中心となる領域」となっているものでなければならない。

※3 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと(同表備考第3号)

※4 視覚、聴覚の場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上取得することが必要。

※5 知的、肢体不自由者、病弱者の場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上取得することが必要。

- ※6 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。(同表備考第4号)
- ※7 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。(同表備考第5号)
- なお、「重複・LD等領域」が中心となる領域となっている科目を修得すること。
- ※8 専修免許状を取得する場合の単位は、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)専攻科の課程において修得すること。(免許法別表第3備考第4号)
- 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第1欄から第3欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。(施行規則第7条第2項)

4 既に大学及び認定講習等で修得した単位について

旧免許法第7の規定により修得した特殊教育に関する科目の単位については、新免許法に定める特別支援教育に関する科目の単位とみなし、別表第7の規定により免許状を受けるための必要な単位に合算することができる(平成18年改正法附則第8条第2項、第3項)。

(新免許法)特別支援教育に関する科目	(旧免許法)特殊教育に関する
特別支援教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

第3 新たな教育領域の追加(免許法第5条の2第3項)

特別支援学校教諭の免許状を有する者には、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一種類(二種・一種・専修)の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない。

よって、同一種類の免許状の新たな教育領域については、既に取得した特別支援学校教諭免許状に領域を追加することとなる。(旧 盲・聾・養護学校教諭免許状を有する場合も同様)

(新たな教育領域の追加の定めは、当該特別支援学校免許状を授与した都道府県の教育委員会に申請。)

1 単位の修得のみで新たな教育領域を追加する場合

追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、課程認定大学において次の単位を修得する必要がある。(施行規則第7条第3項)

科目	特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	領域	最低修得単位数					
				専修		一種		二種	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及病理に関する科目	視覚・聴覚	1以上	8以上	1以上	8以上	1以上	4以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		2以上		1以上	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及病理に関する科目	知的・肢体・病弱	1以上	4以上	1以上	4以上	1以上	2以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		2以上		1以上	

(1) 修得単位について

ア 修得単位全般

修得単位は、追加する教育領域(以下「新教育領域」という。)の種類に応じ、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)

イ 特別支援教育に関する科目

- (ア) 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。
- (イ) 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと(同表備考第3号)
- (ウ) 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。(同表備考第4号)
- (エ) (ア)により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の際に修得した単位(新教育領域に関する科目に係るものに限る。)をもって、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。(施行規則第7条第4項)

(オ) 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合には、二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位は既に修得したものとみなす。(施行規則第10条の2第4項)

(カ) 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を一種免許状に係る単位数に含めることができる。

ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする(施行規則第10条の2第5項)

2 教育職員検定に合格する方法

授与権者(都道府県教育委員会)が行う、人物、学力、実務、身体についての教育職員検定に合格することにより、新教育領域を追加することができる。教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次のとおり。

(1) 最低修得単位表

科目	特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	領域	最低修得単位数					
				専修		一種		二種	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚・聴覚	1以上	4以上	1以上	4以上	1以上	2以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上		1以上		1以上	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的・肢体・病弱	1以上	2以上	1以上	2以上	両方を含んで1以上	1以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上		1以上			

(2) 在職年数について

この在職年数は、特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限定しない。

【二種免許状を受けようとする場合】

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定子ども園及び特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数1年が必要。

【一種免許状及び専修免許状を受けようとする場合】

所持する免許状に既に定められている特別支援教育領域または追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数1年が必要。

ア 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 修得単位全般

大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(施行規則第7条第5項第1号、2号)

※一部単位として認められない講習(大学)があるため、疑義が生じた場合は免許助成担当まで確認をすること。

イ 特別支援教育に関する科目

(ア) 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

(イ) 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと(同表備考第3号)

(ウ) 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。(同表備考第4号)

(エ) (ア)により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の際に修得した単位(新教育領域に関する科目に係るものに限る。)をもって、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。(施行規則第7条第6項)

(オ) 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合には、二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位は既に修得したものとみなす。(施行規則第10条の2第4項)

(カ) 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を一種免許状に係る単位数に含めることができる。

ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする(施行規則第10条の2第5項)

第4 経過措置について

1 盲・聾・養護学校教諭免許状について

盲・聾・養護学校教諭免許状を有する者は、平成19年4月1日において、次の表に掲げるとおり、それぞれ新免許状(特別支援学校教諭免許状)の授与を受けたものとみなす。(平成18年改正法附則第5条)

旧免許状		新免許状
盲学校教諭	専修	特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者に関する教育の領域)
	一種	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域)
	二種	特別支援学校教諭二種免許状(視覚障害者に関する教育の領域)
聾学校教諭	専修	特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者に関する教育の領域)
	一種	特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者に関する教育の領域)
	二種	特別支援学校教諭二種免許状(聴覚障害者に関する教育の領域)

養護学校教諭	専修	特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)
	一種	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)
	二種	特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)

第5 特別支援学校自立教科等の免許状

特別支援学校の自立教科の教諭の免許状を受けようとする者は、以下の基礎資格により、特別支援学校自立教科教諭一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

特別支援学校の自立活動の教諭の免許状を受けようとする者は、特別支援学校教員資格認定試験の合格により、特別支援学校自立活動教諭一種免許状の授与を受けることができます。

1 特別支援学校自立教科

(1) 教科及び基礎資格(施行規則第64条)

免許状の種類	教科	基礎資格	
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと ロ 医師免許を受けていること
		理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育以外の領域に関する科目 13単位以上(視覚障害者に関する教育以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。) ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
		音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと
		特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと
	二種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したこと
		理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育以外の領域に関する科目 7単位以上(視覚障害者に関する教育以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。) ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
		音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと
特殊技芸		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと	

【注意事項】

- 1 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有しない者には授与しない。
- 2 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。

(2) 特別支援学校自立教科教諭免許状の上位の免許状を取得する場合

ア 基礎資格等

受けようとする免許状・教科		有することを必要とする免許状・教科	最低在職年数	最低単位数	
一種免許状	理療	二種免許状	理療	5	10
	理学療法		理学療法	5	3
	音楽		音楽	10	0
	理容		理容	10	0
	特殊技芸		特殊技芸	10	0
二種免許状	理療	臨時免許状	理療	5	15
	理学療法		理学療法	5	6
	音楽		音楽	5	10
	理容		理容	5	0
	特殊技芸		特殊技芸	5	10

【注意事項】

- 1 在職年数は有することを必要とする免許状を取得した後、授与を受けようとする免許状に係る教科に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の当該自立教科を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。(施行規則第64条第2項の表備考第2号)
- 2 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有しない者には授与しない。
- 3 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。
- 4 理容の教科については、理容師及び美容師の免許のいずれかも有しない者には授与しない。

イ 最低単位数の内訳

受けようとする教科		理療	理学療法	音楽	特殊技芸
一種免許状	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3			/
	特別支援教育領域に関する科目				
	理療に関する科目	7	—		
二種免許状	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4			
	特別支援教育領域に関する科目(心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2			
	理療に関する科目	9	—	—	—
	音楽に関する科目	—	—	4	—
	免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目	—	—		4

【注意事項】

- 1 特別支援教育に関する科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育を中心とするものとする。
- 2 大学において修得するほか、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成危難、免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信講座で修得するものとする。(施行規則第64条第2項の表備考第4号)

2 特別支援学校自立活動の免許状(一種普通免許状)

特別支援学校の自立活動教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者に授与する。(施行規則第65条の2)

免許状の種類	自立活動
特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	聴覚障害教育
	肢体不自由教育
	言語障害教育